

議案第37号

佐野市子どもクラブ条例の改正について

佐野市子どもクラブ条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和8年2月20日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市子どもクラブ条例の一部を改正する条例

佐野市子どもクラブ条例（平成20年佐野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第6城北子どもクラブの項の次に次のように加える。

第7城北子どもクラブ	佐野市堀米町1173番地	城北小学校
------------	--------------	-------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の別表に掲げる第7城北子どもクラブの利用に係る申込み、承諾その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

理 由

第7城北子どもクラブを設置するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第37号参考資料

佐野市子どもクラブ条例の改正案 新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
名称	位置	学校名	名称	位置	学校名
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			第7城北子どもクラブ	佐野市堀米町1173番地	城北小学校
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)